

9月27日(日) 町民体育大会開催！

今年も町民体育大会の季節がやってきました！第54回を迎える今大会も子どもからお年寄りまで楽しめる内容となっております。地区対抗競技や子どもたちの演技などもありますのでぜひお越しください。

駐車場は、下記の図の駐車場(①七中校舎前、②高齢者センター駐車場、③町民グラウンド東側)をご利用ください。④西側(野球場側)はテント運搬車等のみ駐車可能です。開会式以降は車の出し入れができなくなりますので、ご注意ください。雨天の場合は中止となります。

プログラム

開会式 8:50～				
No.	競技・演技名	区分	内 容	時間
1	記録に挑戦(徒競走)	個人	小学生1～4年・未就学児・高校生女子・一般女子	9:30
2	記録に挑戦(徒競走)	個人	小学生5～6年・中学生男女・高校生男子・一般男子	9:55
3	リズム「ブンブンパラダイス」	団体	保育所児童(3・4・5歳児)	10:15
④	目指せ1200点！！	団体	60歳以上の男女各3名	10:25
5	紅白玉入れ(小学校)	団体	小学校児童	10:40
⑥	紅白玉入れ(地区)	団体	男女各5名、但し男60歳・女55歳以上3名	10:55
7	七ヶ宿音頭	団体	小学生・中学生・高校生・一般	11:10
⑧	うきうき・わくわくりレー	団体	小中高生8名、地区2名	11:20
9	七小よっちょれ	団体	小学校児童	11:40
10	借り人競走	個人	小学生から大人まで有志参加	11:55
閉会式 12:10～				

※No.の○で囲われた競技は地区対抗競技です。
※競技・演技名や内容を変更する場合があります。



駐車場

- ①七中校舎前
- ②高齢者センター駐車場
- ③町民グラウンド東側
- ④西側(野球場側)

※運搬車両等のみ、開会式前後は入出庫不可

●お問い合わせ 教育委員会事務局 ☎37-2112

新しい農業委員と農地利用最適化推進委員が決まりました！

七ヶ宿町農業委員会委員の任期満了に伴い、6名の農業委員と農地利用最適化推進委員4名が決定いたしました。それぞれの任期は令和11年7月19日と同年7月20日までの3年間です。

農業委員は主に農地法に基づく許認可事務のほか、農地利用最適化推進委員と連携し、町全体の農地利用の最適化(担い手への農地利用集積と集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の支援活動)推進のために活動します。

農地利用最適化推進委員は、農業委員と連携し担当区域の農地利用最適化の促進活動にあたります。

◆新しい農業委員

高橋美幸氏・高橋 進氏・小川良範氏・小山百合子氏・春 利幸氏・境 政行氏

7月21日、委員任命後の初総会が開催され、会長に高橋美幸氏、会長職務代理者に高橋進氏が選出されました。

◆農地利用最適化推進委員

梅津賢一氏 (担当区域:干蒲・湯原)

安藤直樹氏 (担当区域:峠田・滑津)

佐藤和彦氏 (担当区域:関)

高橋昌利氏 (担当区域:横川・長老)



●農地の権利等の移動は農業委員会の許可が必要です。

農地の移動には農地法により制限があります。農業に常時従事している農業者以外は農地を買ったり、借りたりすることはできません。また許可を受けずに当事者間で売買等を行ってもその契約は無効になり、所有権移転等の不動産登記ができません。

●農地を転用する場合、県の許可が必要です。

農地によっては転用できないところもありますので、事前にご相談ください。

●農地法に基づく申請の締切は毎月10日です。(土・日・祝日の場合は翌日)

●お問い合わせ 農業委員会事務局 ☎37-2113

～相続登記をお忘れなく～

令和6年4月1日から、農地などの不動産を相続した場合、相続登記の申請が義務化されています。

「親や祖父母の名義のままになっている農地はありませんか？」

相続登記は、原則として相続したことを知った日から3年以内に申請する必要があります。なお、不動産の価額が100万円以下の土地など、一定の要件を満たす相続登記については、登録免許税が免税となる制度があります(令和9年3月31日まで)

この機会に、ご家族で農地の名義を確認してみましょう。

相続登記についてご不明な点は、法務局や司法書士へご相談ください。

●お問い合わせ 仙台法務局 大河原支局 ☎0224-52-6053